

## 議案第77号

### 幕別町手数料条例の一部を改正する条例

幕別町手数料条例（平成12年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表16の3の項中「第3項」を「第5項」に、「57,000円」を「58,000円」に、「第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による認定に係る技術的審査（以下この項、次項及び51の項から55の項において「評価機関審査」という。）を受けた場合にあっては18,000円、同条第1項に規定する住宅性能評価（以下この項及び次項において「住宅性能評価」）を「第6条の2第3項又は第4項に規定する長期使用構造等であるかどうかの確認（以下この項及び次項において「長期使用構造等確認）」に、「21,000円」を「19,000円」に、「（評価機関審査）を」（長期使用構造等確認）に、「30,000円、住宅性能評価を受けた場合にあっては62,000円」を「31,000円」に、「205,000円」を「206,000円」に、「47,000円、住宅性能評価を受けた場合にあっては98,000円」を「48,000円」に、「84,000円」を「85,000円」に、「25,000円」を「26,000円」に、「43,000円」を「44,000円」に、「306,000円」を「307,000円」に改める。

別表16の4の項中「並びに」を「、」に改め、「の予定時期」の次に「並びに管理者等の選任の予定時期」を加え、「評価機関審査を受けた場合又は」を「長期使用構造等確認を受けた場合又は」に、「評価機関審査を受けた場合等」を「長期使用構造等確認を受けた場合等」に、「14,000円、住宅性能評価を受けた場合にあっては16,000円」を「15,000円」に、「73,000円」を「74,000円」に、「24,000円、住宅性能評価を受けた場合にあっては40,000円」を「24,000円」に、「38,000円、住宅性能評価を受けた場合にあっては63,000円」を「38,000円」に改める。

別表16の5の項中「に基づく譲受人を決定した場合」の次に「又は同条第3項の規定に基づく管理者等が選任された場合」を加え、「譲受人を決定した場合における認定長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「譲受人を決定した場合等における認定長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」に改める。

別表51の項中「評価機関審査を受けた場合にあっては、9,000円」を「住宅の

品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による認定に係る技術的審査（以下この項から55の項までにおいて「評価機関審査」という。）を受けた場合にあつては、9,000円」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和4年2月20日から施行する。